

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 6 号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 3 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 4 年 1 月 25 日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 府立学校の職員の再任用のための選考における不合格の決定に関する損害賠償請求事件の上告受理の申立ての件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第 7 条 (略)

- 2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	府立学校の職員の再任用のための選考における不合格の決定に関する損害賠償請求事件の上告受理の申立ての件	元府立学校教諭の定年後の再任用を拒否したことが違法であるとした高裁判決を不服として上告受理申立てをするため、議決を求めるもの。

第65号議案

府立学校の職員の再任用のための選考における不合格の決定に関する損害賠償請求事件の上告受理の
申立ての件

吹田市在住の梅原聡を相手方とする府立学校の職員の再任用のための選考における不合格の決定に関する損害賠償請求事件について上告受理の申立てをする。

令和3年12月17日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文